平成２６年（再ロ）第１号
鳥取県境港市渡町3634番地　コーポハイネスＢ号室
再生債務者　中村　真一
1　決定年月日時　平成26年３月27日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月17日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月１日から平成26年５月15日まで
鳥取地方裁判所米子支部
平成２６年（再ロ）第１０００９号
埼玉県吉川市大字三輪野江1700
再生債務者　大塚　秀一
1　決定年月日時　平成26年３月25日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月22日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月27日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成２６年（再ロ）第１００１６号
東京都足立区神明１―２―５
再生債務者　阿部　一二
1　決定年月日時　平成26年３月26日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年４月23日まで
4　一般異議申述期間　平成26年５月７日から平成26年５月28日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２５年（再ロ）第１５号
横浜市泉区下和泉２丁目６番８号
再生債務者　小林　義昭
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年２月21日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月10日まで
平成26年３月27日
横浜地方裁判所第３民事部
平成２５年（再ロ）第１号
岐阜県各務原市蘇原北山町１丁目113番地
再生債務者　小林　朋弘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月17日まで
平成26年３月27日　岐阜地方裁判所
平成２５年（再ロ）第１号
兵庫県淡路市浅野神田101番地１　県営浅野神田住宅２―204
再生債務者　森本　陽治
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月24日まで
平成26年３月27日
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係
平成２５年（再ロ）第１号
高知県土佐市蓮池471番地11
再生債務者　中平　壽晴
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年３月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成26年４月24日まで
平成26年３月27日
高知地方裁判所民事部個人再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２５年（再ロ）第２号
岡山県倉敷市玉島道口632番地２
再生債務者　松島　和登
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月20日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月26日　岡山地方裁判所倉敷支部
平成２５年（再ロ）第３号
旭川市神楽４条12丁目４番10号
再生債務者　齊藤　利明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月26日　旭川地方裁判所民事部
平成２５年（再ロ）第２号
広島県庄原市宮内町1004番地
再生債務者　菩提　聖治
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月26日　広島地方裁判所三次支部
平成２３年（再ロ）第３号
三重県四日市市大矢知新町７番地18
再生債務者　横山　博明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年３月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年３月27日　津地方裁判所四日市支部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２１年（再ロ）第１９号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷３丁目５番９―６号、認可決定時の住所千葉県船橋市南三咲１丁目26番２号
再生債務者　黒塚　哲也
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成21年11月18日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成26年３月25日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

警察共済組合定款の一部変更について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第５条第９項の規定に基づき、警察共済組合定款の一部変更を次のとおり公告する。
平成 26 年４月４日　警察共済組合
警察共済組合定款の一部を次のように変更する。
平成 26 年３月 19 日　警察共済組合理事長　吉村　博人
第11条第５項中「第８条第１項各号」を「第８条各号」に改める。
第17条の２第１項及び第３項中「半蔵門会館」を「ホテルグランドアーク半蔵門」に改める。
第26条中「次の各号に掲げる所属所」を「ホテルグランドアーク半蔵門」に改め、同条各号を削る。
第27条中「業務経理」の次に「、退職等年金給付業務経理」を加える。
附　則
1　この変更は、平成26年４月１日から施行する。ただし、第27条に係る変更規定は、平成27年10月１日から施行する。
2　組合は、平成27年９月30日までの間、地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第97号）第１条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第76条に規定する退職等年金給付に係る事業の実施に必要な準備行為を行う。
3　組合は、前項に規定する準備行為を行うため、当該準備行為に関する取引を経理するための経理単位として退職等年金給付準備業務経理を設ける。
4　組合の前項に規定する退職等年金給付準備業務経理に係る権利及び義務は、第１項ただし書に規定する施行日において組合の退職等年金給付業務経理が承継する。

警察共済組合定款の一部を次のように変更する。
平成 26 年３月 14 日　警察共済組合理事長　吉村　博人
第24条第１項の表１中「1,000分の7.79」を「1,000分の8.59」に改め、同項の表２中「1,000分の6.23」を「1,000分の6.87」に改め、同条第２項中「1,000分の15.58」を「1,000分の17.18」に改める。
第28条第１号中「1,215円」を「1,255円」に、同条第２号中「1,645円」を「1,545円」に改める。
附則第６項中「1,000分の7.79」を「1,000分の8.59」に、「1,000分の6.23」を「1,000分の6.87」に改める。
附　則
1　この変更は、平成26年４月１日から施行する。
2　変更後の第24条の規定は、平成26年４月分以後の掛金、負担金及び任意継続掛金について適用し、同年３月分以前の掛金、負担金及び任意継続掛金については、なお従前の例による。
3　変更後の附則第６項の規定は、平成26年４月分以後の掛金及び負担金について適用し、同年３月分以前の掛金及び負担金については、なお従前の例による。